

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 事業計画変更承認申請について
- 議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第7号 三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について

報告事項

- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 作付変更届について
- 報第5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 14番 小 林 茂 宏 委員 | 15番 佐 藤 一 富 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 13番 清 野 秀 作 委員

推進委員出席委員 16名

- | | |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |

北澤正之委員
高山弘則委員
原田孝一委員
松下正樹委員
山谷秀昭委員
吉田昇委員

小池秀一委員
長谷川淨二委員
松岡博一委員
矢代誠一委員
吉田精一委員
渡辺秀人委員

推進委員欠席委員 1名

笹岡大介委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長	山村吉治
経営基盤係長	上林裕則
経営基盤係主事	長谷川琳花

午前9時25分 開会及び開議

(午前9時57分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、これより定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

出席状況をお知らせします。農業委員、現在員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、現在員17名、出席16名、欠席1名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

7番、田邊稔委員、11番、岡崎耕一郎委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、皆さんにお諮りをいたしたいと思っております。議第1号及び議第3号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃると思いますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで議事を進めてまいりたいと思っております、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』御説明させていただく前に、法改正について説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が

令和5年4月1日に施行され、附則第5条の規定により、経過措置として施行日から2年間は従前の例によることとなりました。つきましては、令和6年度末までの間、農用地利用集積計画については、従来どおり改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているかどうかで御判断いただくこととなります。

それでは、議案に戻ります。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして説明します。

1 ページ下段を御覧ください。今月の申請は合計3件、1万8,235平米です。

1番は、栗林地内の農地3筆、2,654平米をあっせんによる売買により取得したいものです。価格は、10アール当たり約〇〇〇円です。

2番は、棚鱗地内の農地3筆、1万1,691平米をあっせんによる売買により取得したいものです。価格は、10アール当たり約〇〇〇円です。

3番は、森町地内の農地5筆、3,890平米をあっせんによる売買により取得したいものです。価格は、10アール当たり約〇〇〇円です。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

本件については、相対、農地中間管理事業の借入、同事業の貸付の3つの区分ごとに説明させていただきます。

3 ページ下段を御覧ください。最初に、今月の相対の利用権設定は、新規設定6件、面積4万5,367平米です。

それでは、2ページをお願いします。番号ごとに順次説明させていただきます。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

4番は、西大崎三丁目地内の農地1筆、2,023平米を使用貸借権を設定するものでございます。補足説明をいたしますと、利用権を設定する者は以前より友人に依頼し、耕作をしてもらってききましたが、高齢により耕作できなくなったため売買を希望し、業者に依頼したところでございますけれども、買手が見つからず農業委員に相談いたしまして、近隣農地で耕作をしている方に1年に限り無償で耕作いただけることになったものです。

議案に戻ります。

5番は、善久寺地内ほかの農地2筆、1,767平米。

6番は、長沢地内の農地2筆、1,510平米。

7番は、月岡二丁目地内の農地1筆、1,021平米。

8番は、上大浦地内の農地13筆、9,053平米。

9番は、白山新田地内の農地5筆、2万9,993平米。

以上6件は、新規に相対で、それぞれ利用権設定をするものです。

次に、農地中間管理事業の公社借入です。

6 ページ下段を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定6件、面積3万3,590.61平米です。

これらの6件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社がそれぞれ

5年から10年間借入れするものです。

4ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

10番は、上保内地内の農地6筆、2,122平米。

11番は、下保内地内の農地6筆、6,707平米。

12番は、西鱒田地内の農地2筆、2,766平米。

13番は、白山新田地内の農地1筆、2,839平米。

14番は、月岡四丁目地内の農地10筆、3,239平米。

15番は、6ページまで続きます。大島地内の農地25筆、1万5,917.61平米。

以上6件は、新潟県農林公社が新規に借入れするものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

9ページ下段を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定6件、面積3万3,590.61平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明いたしました農地中間管理事業公社借入に対応する番号でございます。枝番につきましては、耕作者ごとに付番しています。

なお、農地の所在は先ほど説明いたしました公社借入のとおりです。また、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は栗原代理の隣に着席願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

それでは、第3調査部会の調査結果について御報告いたします。

第3調査部会では、4月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、栗原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時48分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の決定について』は、所有権移転3件、1万8,235平米、利用権設定、相對6件、4万5,367平米、公社借入6件、公社貸付6件、3万3,560.61平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権を設定する案件以外の3件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権を設定する6件につきま

しても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから適切であると考えます。つきましては、原案のとおり決定すべきものとなりました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

議第2号の説明の前に、大変恐縮ですが、議案の訂正をお願いします。お手元に配付させていただきました議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について』正誤表を御覧ください。

これは、本日御審議いただく議第2号の1番、利用権の新規設定について、契約期間の終期に誤りがありましたので、朱書きのとおり訂正願います。誠に申し訳ありませんでした。

次に、議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について』補足説明をさせていただきます。本件は、令和4年7月総会で所有者不明農地として公示したことを報告させていただきましたが、公示後6か月となる令和5年1月11日までに所有者から申出がございませんでしたので、事務局から農地中間管理機構へ申出がなかった旨を報告いたしました。その後、機構が県知事に対し裁定を申請し、令和5年3月に県が裁定の結果を公告したことから、機構が利用権を取得し、担い手に貸付が可能になったものでございます。農地中間管理事業につきましては、改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、経過措置として一括方式に切り替わりましたが、一括方式は農地所有者が機構へ貸付し、機構が耕作者へ貸付する場合に限り適用されることになりました。よって、所有者不明農地につきましては、機構が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、

市町村から意見を聴取した上で、機構が耕作者に対し農地の貸付を行うものです。

補足説明は以上です。議案に戻ります。

10ページを御覧ください。今月意見を求められている案件は、新規設定1件、面積925平米です。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、代官島地内の農地1筆、952平米で令和5年3月28日付で県公告がなされたものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について』は、利用権の新規設定1件、面積925平米で、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ることから適切であると考えます。つきましては、異議ないものと認め、原案のとおり意見なしとすべきものとしたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり意見なしと決定いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御審議いただく前に、農地法第3条関係、下限面積要件の廃止について説明いたします。

お手元に農地法第3条関係、下限面積要件の廃止に関する資料を配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正に併せて、農地法第3条の農地等の権利取得時の下限面積要件が廃止となりました。今般の法改正の主な趣旨は、農業者の減少、高齢化が加速する中にあるのは、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規参入する者を地域の内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点から、面積要件を廃止したものです。改正後においても、農地取得の際の要件である全部効率利用要件や農地所有適格法人要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの下限面積要件以外については、引き続き継続されます。

下限面積要件の廃止により、面積という客観的な判断基準がなくなり、他の要件で許可、不許可を判断することになります。これまでも委員の皆様から判断基準が明瞭でないことに対する不安や危惧を御指摘いただいておりましたが、4月7日付で国から処理基準が示されました。まず、全部効率利用要件の処理基準では、1つ目、資産保有目的、投機目的等の農地取得は耕作または養畜の事業を行うものとは認められない。

2つ目、自家消費を目的とした農作物の栽培等は許可をすることは可能であるが、当該農地の一部のみで耕作の事業を行う場合や、その事業が近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地の生産性と比較して著しく劣ると認められる場合は、効率的に利用するものと認められない。

次に、地域との調和要件の処理基準では、1つ目、農地が面的にまとまって利用されている地域で、小面積の農地の権利取得等によりその利用を分断するような場合は許可できない。

2つ目、地域計画の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得は許可できないという考え方が農水省から示されたところであります。

事務局といたしましては、相談の段階からこれらの要件を満たすか聞き取り調査をし、申請時においても、許可申請書から確認できない事項については営農計画書等の追加書類の作成をお願いし、適切に審査できるよう努めてまいります。

下限面積要件の廃止の説明は以上です。議案に戻ります。

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明をいたします。

11ページ下段を御覧ください。今月の申請は4件で、合計面積1,287.45平米です。番号ごとに順次説明いたします。

1番は、東大崎一丁目地内の農地1筆、162平米を譲受人の要望により売買により取得するもので、価格は、10アール当たり〇〇〇円です。

本件につきましては、譲受人の経営面積がゼロとなっておりますので、補足説明をさせていただきます。譲受人は、東大崎一丁目地内において、シェフである夫と共にフレンチレストランを営んでおり、レストランで提供する野菜の一部を自分たちで栽培しています。これまでも譲渡人が所有している農地を借りて栽培していましたが、今般隣接地を駐車場として転用し、譲り受けることになったため、併せて申請地についても農地と

して取得し、引き続き耕作していきたいというものです。譲受人は以前から耕作を行っており、耕運機1台を所有されています。一般に流通しない種類の野菜を栽培する予定です。

補足は以上です。議案に戻ります。

2番は、馬場地内の農地5筆、760平米を譲受人が譲渡人の要望により売買により取得するものです。価格は、10アール当たり〇〇〇円です。

3番は、石上三丁目地内の農地2筆、23.45平米を譲渡人の要望により贈与により取得するものです。

4番は、名下地内の農地1筆、342平米を譲渡人の要望により贈与により取得するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの2件、合計面積1,287.45平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、機械、労働力、技術などの許可要件全てを満たしており、原案のとおり許可すべきものといいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することにいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

12ページを御覧ください。今月の申請は1件、面積499平米です。

1番は、平成12年8月21日付で農地法第5条の許可を受けた直江町三丁目地内の農地1筆、499平米について、使用貸借権の設定により、子供世帯が住宅1棟及びカーポート1棟の建築用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号直江町三丁目交差点の西側150メートル付近の土地です。都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の1番で農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第4号『事業計画変更承認申請について』は、件数1件、面積499平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、原案のとおり承認すべきものといいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

13ページを御覧ください。今月の申請は1件、面積198平米です。

1 番は、三竹二丁目地内の農地 1 筆、198 平米を隣接宅地と一体で住宅 1 棟の建築用地として利用したいものです。場所につきましては、JR 東三条駅の南東 530 メートル付近で、都市計画用途地域の第 1 種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7 番、田邊稔委員。

第 3 調査部会長（7 番田邊 稔委員）

議第 5 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』は、件数 1 件、面積 198 平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、原案のとおり許可すべきものとしたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをします。議第 5 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 6 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第 6 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』説明いたします。

15 ページ下段を御覧ください。今月の申請は合計 7 件、面積 5,682 平米です。

14 ページをお願いいたします。

1 番は、先ほど御審議いただきました議第 4 号『事業計画変更承認申請について』の 1 番で説明させていただいた内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

2番は、令和4年3月1日に農地潰廃通報があった土地に隣接する新光町地内の農地1筆、199平米を使用貸借権の設定により農機具格納庫の用地として既存作業所敷地と一体で利用したいものです。場所につきましては、裏館小学校の北側400メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、石上三丁目地内の農地6筆、2,988平米を売買により取得し、宅地分譲地14区画及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条消防本部の北側550メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

4番は、直江町四丁目地内の農地2筆、1,215平米を売買により取得し、資材置場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号直江町三丁目交差点の西側800メートル付近で、都市計画用途地域の工業専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

5番は、令和4年1月の総会におきまして、農振農用地からの除外について、やむを得ないとして認めた案件です。東大崎一丁目地内の農地1筆、333平米を売買により取得し、隣接する飲食店の店舗用駐車場敷地で普通車8台、バス1台及び通路、回転広場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大崎学園の北西側230メートル付近で、農用地区分は第1種農地と判断されます。転用目的が既存飲食店の駐車場敷地で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

6番は、籠場地内の農地1筆、135平米を売買により取得し、自家用の車庫兼倉庫1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道280号籠場南交差点の西側250メートル付近で、住宅等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は、鬼木地内の農地2筆、313平米を寄付により取得し、隣接する寺院の駐車場12台分の用地及び通路として利用したいものです。場所につきましては、川通浄化センターの北西側380メートル付近で、住宅等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、合計件数7件、面積5,682平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及

び一般基準を満たしており、原案のとおり許可すべきものといいたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。

（「議長」の声あり。）

議長（野崎会長）

6番、坂井委員。

6番（坂井浩行委員）

6番、坂井です。追加審議をお願いしたい件がありますので、私からよろしいでしょうか。

議長（野崎会長）

どうぞ。

6番（坂井浩行委員）

下田地域は山あい、なかなか後継者もおりません。高齢化が進行した中で、地域計画の作成に当たっても担い手がいない中で大変これからしんどいなと感じております。そういった中において、4月の初頭に大変希望の持てるいい話がございました。皆さんも御存じだと思うんですが、「株式会社 稲作ほしの」という法人が設立されまして、この下田地域ではなかなか後継者がいない中で大変希望を持てる話だと思い、私もちょっと注目しておりました。ホームページが掲載されておりまして、そこに社長のいろんなイメージとかエピソード等が掲載されておりまして、心打つ、とてもいい話でございました。それを見ますと、私ども農業委員の中の同士であります熊倉委員が御尽力いただいてこういう法人ができたということもそこから見えてまいりました。とてもいい話だと思っていたんですが、その法人の所在地が熊倉委員の住所になっておりまして、もう車が結構出入りして農作業を始めている様子で、近隣の人からいろいろと質問が来ております。当然、必要な手続を踏んで作業を始めているものだと思います事務局に確認したところ、熊倉委員から法人を設立するという話は聞いているが、届出書はまだ提出されていないということでした。熊倉委員は農業委員としてももう十数年在職され、表彰

もされておりまして、ベテランでございます。今期は農政対策部会長もなさっておりますので、そういう面でその法人との関わり等々ちょっと説明いただきたいなと思っております。また今回、農地のあっせん熊倉委員が当事者として出ております。調査部会での審査を通過しているのでいいのですが、ただ周りからいろんなことを言われています。というのは熊倉委員が買われた農地と近いところに農地をお持ちの方の話ですが、その方が熊倉委員に水田の取引価格の相場を聞いたところ、水田は1反当たり30万円、開発畑に関してはただでももらい手がないという話を聞いた中での今回の売買でしたので、皆さんからいろんな意見が来るなというのを感じております。そういうことで、熊倉委員には法人の形態、それから農政対策部会長としての考え、その法人の現在の状況とこれからどうなされるのかというのを御説明いただいて、委員の皆さんから地域計画の作成に当たり、こういう法人との関わりについての一定のルールを検討願いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

分かりました。それでは、熊倉委員から話を聞く前に、事務局に私のほうから確認いたします。

熊倉委員が立ち上げた法人に関して、必要な届出書等は提出されていますか。

事務局（上林経営基盤係長）

私も1月頃からそのような話は伺っておりましたが、本日現在まだ農地所有適格法人の届出、それから解除条件付の法人の申出というものはございません。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

必要な書類がまだ提出されていないということなんですが、熊倉委員にお伺いいたします。今現在どのような形になっているのか、説明願いたいと思います。

3番（熊倉 睦委員）

3番、熊倉です。坂井委員と会長から質問等がありましたが、法人は一応設立したのですが、必要な手続が遅れておりまして申し訳ありません。今、一生懸命に手続を進めている最中ですので御理解願います。また、農作業を始めていることについては、何しろ初めてのことなので少しでも勉強になればということで、時間ができたときに勉強のために行っているものです。

6番（坂井浩行委員）

許可のない法人が実労をする場合に、そうやって勉強であればやっていてよろしいんでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

事務局（上林経営基盤係長）

通常、農地所有適格法人に関しましては、まず設立が完了してから農業委員会へ届出をしていただくというルールになっております。ただ、届出の前に実際の活動をしてもいいのかどうなのかというところに関して申し上げますと、そこまで細かい規定というものはないんですが、一般論としては農業委員会に届出をいただいた後に活動をするの

が一般的ではないのかなというところでございます。

議長（野崎会長）

坂井委員。

6 番（坂井浩行委員）

届出をしてから動くのが普通であろうということでございますので、そのように周りから言われぬように御注意いただきたいと思っております。地域計画の中でこのような法人から関わってもらうことは、すごくありがたいことだと思っておりますが、今までなかったものですから、そのためのルールづくりも必要ではないかと思ひ、提案させていただきました。今後熊倉委員におかれましては、この活動が実を結んで、いい形になるのを私も見てまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございませんか。

議長（野崎会長）

それでは続きまして、議第7号『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』説明いたします。

16ページの議第7号参考資料を御覧ください。三条市食育推進及び農業振興審議会は、市長の諮問に応じ、市の食育の推進及び農業の振興に関する施策や方針などを審議する組織でございます。現在、4番、栗原一郎委員に同審議会委員に就任いただいておりますけれども、4月30日で任期満了となることから、次期委員1名の推薦の依頼があったところでございます。任期は2年間となっております。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

では、三条市食育推進及び農業振興審議会委員1名については、いかが取り計らったらいいか、休憩をして、自由な意見交換をお願いしたいと思います。

しばらくの間休憩いたします。

（午前10時28分から午前10時29分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、4番、栗原一郎委員が留任することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、4番、栗原一郎委員を推薦します。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号から報第5号まで、事務局より報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。5月25日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の総会は、31日午前9時30分開会を予定しております。

（「議長」の声あり。）

議長（野崎会長）

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。農地銀行の関係のことをお願いを申し上げます。

農地銀行のいろいろな規定やら何やらを眺めておりますと、そもそも規定が平成17年5月6日から施行するというもので、大分古いものでございます。現在の状況と合っていない部分も見受けられますので、これを修正していただくように御相談を進めていただきたいということが1点ございまして、それに伴いまして、これから地域計画を進める中であっせんによる土地の交換やら売買を進めていくケースが増えてくるんだろうというふうに予想をします。そうしますと、あっせん基準の面積に関わる部分が非常に障害になってくるのではないかなということが大いに予想されます。何年か前にもそういう御提案をして、一度相談をされた経緯がありましたが、その結果どうなったかということはまだ伺っていないような記憶がございます。この際この規定の見直し等を進めて、この基準も、下限面積が廃止されるぐらいですから、面積要件を外すぐらいのこと

を御検討いただきたいということを会長にお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの御意見の内容につきましては、先般山村局長と相談しました。地域計画の問題もありますし、それから今ほど廣川委員が言われました面積要件の話もあるだろうと思います。そんな中で来月は日程的に無理だなということで、6月に農政対策部会を開催し、その案件について相談していきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

事務局（山村事務局長）

例年ですと7月に農政対策部会を開催させていただいておるところでございますが、6月に農政対策部会の中でいわゆるあっせん基準の見直し、それから今廣川委員から御提案がございました農地銀行の規定等々今後の農地の集約化に向けての諸問題、地域計画も含めていろいろ出てまいりますので、その辺りを審議させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

6番、坂井委員。

6番（坂井浩行委員）

地域計画の作成につきまして、三条市ではこのような手順で進めていくという具体的なフローチャートの作成を早急をお願いしたいと思います。

私の集落では、ビレッジプラン2030という県の事業に取り組んでおりまして、これからの農業をどうしようかということについて話をしております。具体的なフローチャートがあれば、私の集落でもそれに沿って話を進めようと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局（山村事務局長）

地域計画につきましては、地域計画自体は市長部局の農林課がつくる計画でございます。農業委員会としては目標地図の作成の素案を策定することになります。農林課と農業委員会両輪で動くような形になっておりまして、地域計画の策定の期限につきましては、令和7年3月末ということになりますので、やり方も含めて検討してまいりたいと思いますけれども、今の段階で言える内容はございません。来月の総会のところで何らか説明できたらいいのかなと思っております。

以上でございます。

議長（野崎会長）

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

今のことで重ねてお話をさせてもらいたいと思いますが、結局農業委員会として、このように取り組んでいこうという方針を明確にさせていただかないと、現場に行つて、何の権限でそういうことを言うんだということを言われかねないということなので、

農業委員会でこういったことでやっていこうということが明らかになれば、こういうことだから、私たちは活動しているし、皆さんから協力をしてもらいたいんだということが言えるということなので、ひとつよろしく願いいたします。

事務局（山村事務局長）

重ねて廣川委員からの御指摘でございますけれども、先ほどの目標地図素案を作るのが農業委員会の役割となります。それと、併せてその目標地図の素案を作るに当たって、将来自分が持っている農地をどうするんだというような意向調査も農業委員会として行っていく必要があると思います。今の段階で方針という部分は示せませんが、来月の総会あたりで考え方をまとめさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（野崎会長）

そういうことでございますので、今の段階ではまだ決めかねるという状況です。徐々にこういう問題を処理しながら、最終的には農政対策部会に付託をしなければならないと思っています。まずは意向調査を行い、所有者の意向把握を進めていかなければならないと思っています。両委員が急ぐ気持ちはよく分かりますが、現段階でどうこうと示せるようなことではありませんので御理解をお願いします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 7 番） 田邊 稔

議事録署名委員（ 1 1 番） 岡崎耕一郎
